

労働関係用語の簡易解説

雇用期間による分類	
一般	下記の常用・臨時・季節の3つの雇用期間を合わせたもの。
常用	雇用契約における雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。通常いわゆる正社員とは、この「常用」を意味する。
臨時 (4ヶ月未満)	1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇われている労働者。
季節	季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4ヶ月未満、以上は問わない。)を定めて就労する労働者。
日雇	日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される労働者。
就業形態、労働時間による分類	
一般社員	その会社で定めた一般的な労働時間が適用される労働者で、パート以外の労働者。
パート社員	1日の働く時間がその会社の一般社員の労働時間より短い労働者。又は、1日の働く時間はその会社の一般労働者と同じだが、1週間の労働日数が一般社員の労働日数より少ない労働者。
契約社員	予め1年や6ヶ月などのように雇用期間、条件などを設定し、その範囲内で働く労働者。
派遣社員	派遣会社と雇用契約を結び派遣先企業で働き、派遣先企業の指示で仕事を行う労働者。
労働統計用語	
新規求職者数	その月に新たに仕事を探す方の申込みを受けた件数。
有効求職者数	新規求職者数と前月から繰り越して引き続き仕事を探している人の合計数。
新規求人数	その月に新たに従業員の募集のため、受け付けた求人数(採用予定人員)。
有効求人数	新規求人数と前月から採用が決まらずに繰り越された求人数の合計。
新規求人倍率	1人の求職者に何人の求人があるのかを示す指標で、「新規求人数」を「新規求職者数」で割ったもの。新規求人倍率はその月の特徴を反映するため変動が大きい。先行的な動きを捉えると言われている。
有効求人倍率	1人の求職者に何人の求人があるのかを示す指標で、「有効求人数」を「有効求職者数」で割ったもの。通常求人倍率といえば、この「有効求人倍率」を指す。この有効求人倍率は、景気動向とほぼ同様の動きを示すと言われ、例えば、求人倍率0.5といえば、100人の求職者に対し、50人分の求人しかない状況を表している。
労働力人口	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの。
完全失業者数	就業者以外で、仕事が無く、調査期間中に少しも仕事をしなかった者のうち以下に該当する者。①就業が可能でこれを希望し、かつ仕事を探していた者。②仕事があればすぐ就ける状態で、過去に行った求職活動の結果を待っている者。
完全失業率	労働力人口に占める完全失業者の割合。
季節調整値	月によって稼働日数が異なったり、正月や年度末決算などの社会習慣、制度等の影響があるため、これらの月々の変動の癖(季節的要因)を除去したことを推計した値。